

公共調達における女性の活躍促進に向けたWGの論点

資格審査

競争参加資格

地方公共団体では社会性を評価する項目の一つとして男女共同参画等の項目設定を行い、企業の取組を促進しているが、現在、国では項目設定は行われていない。

- 会計法が要請する公平性や経済性の原則との関係の整理
- 男女共同参画の推進を図ることは、企業の成長性を高めることにつながるものとすれば、現行法令の中で、競争参加資格としての「経営の状況」の一指標として位置づけることはできないか

○地方公共団体の公共工事における男女共同参画等の項目設定状況
31 都道府県(全体の 66%) (H24. 4. 1 現在)

○国の支出の原因となる契約：約 8.1 兆円 (H20 年度)
うち公共工事：約 3.3 兆円
うち物品・役務：約 4.8 兆円

(出典：公共サービス改革プログラム (H23. 4 行政刷新会議) 資料)

企業の格付け（有資格者名簿）

入札・契約

入札

- 一般競争契約の最低価格落札方式によることが原則
- 一般競争入札の総合評価落札方式（価格＋**価格以外**）によることも認められている。

（公共工事、調査、広報、研究開発事業等）

- 独立行政法人等の発注する事業について、男女共同参画等の評価項目を幅広く設定することはできないか
- 男女共同参画等の評価項目を設定することに品質確保の観点から合理的に説明できる分野が他に考えられないか

○調査事業等における男女共同参画等の評価項目設定の実績
H23 年度 14 事業、約 2 億円

契約

【会計法の特別措置】

- 環境物品の調達
- 障害者就労施設からの優先調達
- 会計法の例外として、議員立法で措置

- 優先調達を行う場合、どのような立法措置が可能か
- 「男女共同参画に積極的に取り組む企業」の基準の整理

施工、納品

公共調達における男女共同参画等の推進方策について

- 公共契約における契約方式 ※国は会計法、地方公共団体は地方自治法に基づいて規定
- ・ 一般競争契約の最低価格落札方式 によることが原則。
 - ・ 民間事業者等の持つ優れた技術力や創意工夫等を活かしながら、低価格高品質の調達を実現するための手法として、価格と価格以外の要素との総合評価で行う、一般競争契約の総合評価落札方式 によることも認められている。なお、会計法の適用を受ける国の機関が総合評価落札方式を実施する場合は財務大臣協議の範囲内で行わなければならない。

- 公共契約における男女共同参画等^(※)の推進方策 ^(※)「男女共同参画等」には、ワーク・ライフ・バランスを含む。

	競争参加資格設定における加点		総合評価落札方式の評価項目における加点	
区 分	地方公共団体	国	地方公共団体	国
根拠法	地方自治法施行令第 167 条の 5	予算決算及び会計令第 72 条、第 102 条の 3	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2	予算決算及び会計令第 91 条
	普通地方公共団体の長は、経営の規模及び状況を要件とする競争参加資格を定めることができる。	・ 各省各庁の長は、経営の規模及び状況に関する事項について競争参加資格を定めることができる。 ・ 競争参加資格を定めるときは、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。	普通地方公共団体の長は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするすることができる。	各省各庁の長は財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とするすることができる。
			○公共工事：公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17. 4. 1 施行） →公共工事については、その品質を確保するため、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととされており、総合評価落札方式の採用を原則としている。	
公共工事	経営事項評価点数 + <u>発注者別評価点数</u> = 総合点数		経営事項評価点数 + <u>発注者別評価点数</u> = 総合点数	
	 <u>客観的事項の審査</u> →建設業法に基づき国土交通大臣が定める基準を利用した項目  <u>主観的事項の審査</u> →公共工事発注機関毎に定める項目 <u>○社会性を評価する項目</u> ➡<u>男女共同参画等の項目を設定可能</u> ※地方公共団体向け「発注者別評価点の活用による資格審査マニュアル」（国土交通省作成）より		 <u>客観的事項の審査</u> →建設業法に基づき国土交通大臣が定める基準を利用した項目  <u>主観的事項の審査</u> →公共工事発注機関毎に定める項目 <u>○工事内容に係りのある項目</u> ※国の契約において、現行会計法の下で適正な契約の履行の確保に直接寄与しない社会性を評価する資格要件を設定することは困難（財務省見解） ➡（今後の検討方向） 国においては地方公共団体のような取組が行われていないことから、取組状況等を調査した上で、今後どのような取組が可能かについて検討を行う。	
公共工事以外（物品の購入等）	契約の内容等に応じて、 <u>男女共同参画等の項目を設定可能</u>		審査項目は、全省庁申合せにより、全省庁統一で年間平均生産高ほか数項目に限定されており、社会性を評価する項目が設定されていない状況	
			※国の契約において、現行会計法の下で適正な契約の履行の確保に直接寄与しない社会性を評価する資格要件を設定することは困難（財務省見解）	
			○男女共同参画等に関連する事業を実施する際は、契約の内容等に応じて、 <u>男女共同参画等に関する評価項目を設定可能</u>	
			○国の場合は、調査事業、広報事業、研究開発事業について、適用可能（H18 財務大臣と協議済） ○男女共同参画等に関連する事業を実施する際は、契約の内容等に応じて、 <u>男女共同参画等に関する評価項目を設定可能</u>	

【男女共同参画等の項目の例示】

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく取組（一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ている場合等）
- ・ 男女共同参画に関する方針の明文化・従業員への周知の有無
- ・ 法定以上の育児休業、介護休業制度等の就業規則での規定
- ・ 地方公共団体との男女共同参画に関する協定の締結、地方公共団体による認証
- ・ ポジティブ・アクションに関する計画の内閣府への登録（ゴール・アンド・タイムテーブル方式等による計画目標の設定）
- ・ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき育児休業制度及び介護休業制度を実施し、同法第 24 条(小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置)若しくは第 27 条（再雇用特別措置等）に規定する措置又はこれに準ずる措置を講じている場合 等
- ・ 女性雇用率（雇用者全体の比率（非正規従業員は除く）、管理職比率、役員比率）
- ・ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組の有無
- ・ 国・地方公共団体等における男女共同参画関連表彰の受賞
- ・ 女性の登用促進の専門部署等の有無